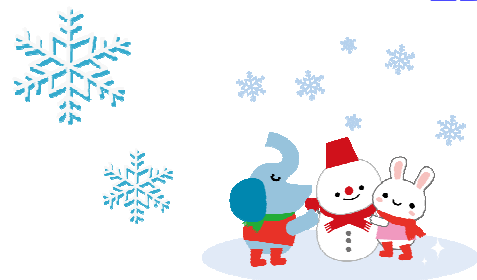


# SATO社会保険労務士法人

## NEWS LETTER



2016年1月号 (No.49)

新年の挨拶をする時期を外してしまいましたが、2016年の第1号のNews letterです。皆様、本年もどうぞよろしくお願いいたします。

### 健康保険の標準報酬月額・標準賞与額 の上限引き上げ

2015年9月号(No.41)でもお知らせいたしましたが、本年4月より健康保険の標準報酬月額の上限額が139万円に引き上げられ、現在の最高等級である第47級(120万円)の上に更に3等級がプラスされます。

この結果、報酬月額が123万5千円以上の方は、平成28年4月から新しい等級が適用され、健康保険料・介護保険料の負担額が増えることとなります。

新しい標準報酬月額は、平成27年の算定(定時決定)、または直近の月額変更(随時改定)で計算された報酬月額から新しく追加される等級にあてはめられ、平成28年4月から適用されます。

新しい標準報酬月額の適用に際しては、保険者(健康保険組合等)が職権で改定することとなっておりますので、特に届出を行う必要はございませんが、改定の通知が保険者から届きますので、お忘れなくご確認になり、変更された標準報酬月額にご対応ください。

また、こちらも以前 New Letter でお知らせしておりますが、この度の改正で標準賞与額の上限額も

引き上げられることとなりました。

現在の上限額である1年度で540万円から、1年度で573万円になります。

賞与支給の保険料にも注意が必要となります。

### 社会保険の適用範囲が拡大

平成24年8月22日、厚生労働省より、「公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律」が公布されました。その中でも、「短時間労働者に対する厚生年金・健康保険の適用拡大」では、平成28年10月より社会保険の適用範囲が拡大することが示されています。

☆目的

適用拡大の考え方として、以下が挙げられています。

- ・被用者でありながら被用者保険の恩恵を受けられない非正規労働者に社会保険を適用し、セーフティネットを強化することで、社会保険における「格差」を是正
- ・社会保険制度における、働かない方が有利になるような仕組みを除去することで、特に女性の就業意欲を促進して、今後の人口減少社会に備える。

☆改正内容

- ①週20時間以上
- ②月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)
- ③勤務期間1年以上
- ④学生は適用除外
- ⑤従業員501人以上の企業

(現行の適用基準で適用となる被保険者の数で算定)

※3年以内に検討を加え、その結果に基づいた措置が講じられる

現段階で、以上の改正内容が明らかになっていません。しかし、その詳細については、省令が発されていないため、未だ明確にはなっていません。

「④学生は適用除外」を例にとると、現行の雇用保険が同じ適用条件となっています。ですが、夜間・通信制の学生や、語学学校に通う学生は加入できる等の例外が存在します。今回の適用範囲では、そのような例外については明らかになっていません。その他にも、「③勤務期間1年以上」の勤務形態や、「②月額賃金8.8万円以上」等、未確定な部分が多く、実際にどの範囲まで拡大するのか、現時点では確認することが難しい状況にあります。

今改正では、現行の「週30時間以上の勤務」に比べ、適用範囲が大きく広がることとなります。特に、パートタイムを多く雇用している企業にとっては、社会保険手続き上重要な変更点となりますので、今後の情報開示に注意が必要です。

### ■月額賃金8.8万円以上(年収106万円以上)について

今までは賃金の月額が108,333円(年収130万円)以下であることが健康保険の扶養に入るための要件でしたが、今回賃金の月額8.8万円(年収106万円)へと変更されるため(108,333円-88,000円=20,333円)となり、収入要件が約20,333円ほど厳しくなるようですが、除外事由として「最低賃金法において算入しないことを定める賃金」にて通勤手当が除外されています。今までは通勤手当を含めて計算するのが通常でしたので、こちらの点も変更しているようなので注意が必要かと思われます。

### ■算定基礎の支払基礎日数に「11」日が追加

☆算定基礎とは？

被保険者が実際に受ける報酬と、既に決定されている標準報酬月額がかけはなれないように、毎年1回、原則として7月1日現在の被保険者全員について、4月・5月・6月に受けた報酬の届出を行い、その年の9月以降の標準報酬月を決定します。

☆支払基礎日数とは？

被保険者が4月・5月・6月に受けた報酬の平均額を計算しますが、この際、その月の報酬を計算する基礎となった日数のことを支払基礎日数と言います。

一般の被保険者の場合、支払基礎日数が17日未満の月は除外し、17日以上月の報酬額を計算します。

また、パートタイム労働者(短時間就労者)につきましては、一般の被保険者に比べ、労働日数や労働時間が短いため、算定方法が異なります。4月・5月・6月の3ヶ月とも17日未満であった場合には、15日以上月を平均することとなっております。

☆「11日」が追加とは？

今までパートタイム労働者の支払基礎日数については、上に記した通り、15日以上月を平均しておりました。しかし、今回新たに適用拡大されるパートタイム労働者につきましては、支払基礎日数の取り扱いが異なり、11日以上月を平均することとなります。

こちらが適用されるのは、平成29年提出分の算定基礎届からとなります。詳細について、まだ公表されていない情報もある為、今後の新たな情報に注目していく必要があります。

\*\*\*あとかぎ\*\*\*

SATO 社会保険労務士法人の本社がある札幌では寒い日が続いており、日中も路面が凍結しています。大通公園では雪まつりの準備も始まっています。転倒によるけがも多発しておりますので、ご旅行や出張でお出かけになる際には十分お気をつけください。

【発行元】SATO 社会保険労務士法人 東京オフィス

〒170-0005

東京都豊島区南大塚3-32-1 大塚S&Sビル5階

Tel: (03) 6831-3310